

【記入例】

請求日 令和〇年〇月〇日

(宛先) 印西市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和4年4月～ 令和4年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、印西市内に居住していることを印西市が住民基本台帳で確認すること。

請求者の氏名は、口座名義と同じにしてください。

印西市が対象施設に確認すること。

が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を印西市が確認すること。

裏面の「請求合計額」を記入してください。

請求金額 104,000 円

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	インザイ ハナコ	認定 子ども との 続柄	母	生年月日	〇年 〇月 〇日
氏 名	印西 花子			現住所	印西市〇〇〇
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。				電話	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

2. 認定子ども

通知書に記載されている、認定区分、認定番号を記載してください。

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	〇年 〇月 〇日	フリガナ	インザイ タロウ
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	印西 太郎
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

月の途中で市町村をまたがる転居をした場合、請求は転出前・後の市町村に必要です。

3. 償還払いの振込先を記入してください。

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇 銀行・信用金庫 〇〇 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
〇〇 農協・信用組合 〇〇 出張所	口座名義(カタカナ)	インザイ ハナコ

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇〇〇〇エン	所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇
	施設・事業名	〇〇〇園		印西市〇〇〇〇丁目〇番地〇
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☒ 時間額 〇〇〇 円		電話： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
②	フリガナ	〇〇〇〇タジシヨ	所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇
	施設・事業名	〇〇託児所		印西市〇〇〇〇丁目〇番地〇
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☒ 日額 〇〇〇〇 円 ☐ 時間額 円		電話： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

<裏面も記入してください。>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和4年4月	20,000 円	10,000 円	30,000 円	37,000 円	30,000 円
令和4年5月	30,000 円	20,000 円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
令和4年6月	40,000 円	0 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円
				請求合計額	104,000 円

必ず記入してください。

この金額を、表面の「請求金額」にご記入ください。

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設提供
証明書をすべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（小数点以下、切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数